

「千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（案）」に関するパブリックコメント 手続の実施について

千葉市では、千葉市環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象事業に太陽光発電事業を追加するため、「千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（案）」を作成しました。
つきましては、この案に対するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行うとき、事業者自らが事業の実施に先立って周辺の環境の状況を調査し、事業を実施した場合に環境にどのような影響を与えるか予測と評価を行い、その結果について市民の皆さんや専門家の意見を聴くことで、より良い事業計画を作り上げるための制度です。

今回、環境影響評価法施行令等の一部改正を踏まえ、千葉市環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象事業に太陽電池発電所の設置の工事の事業等を追加するため、千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正することを検討しています。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間

令和2年6月1日（月）～6月30日（火）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/assess-public_comment_r2.html

イ 市内施設での閲覧及び配布

環境保全課（千葉市役所4階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

※新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の開設状況に変更が生じる可能性があります。

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和2年6月1日（月）～6月30日（火）

(2) 提出方法

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所環境保全課

イ FAX 043-245-5553

ウ 電子メール kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

エ 持参 環境保全課（千葉市役所4階）、各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより 6月号に記載

イ 市ホームページ 令和2年6月1日（月）に公表

4 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和2年8月に市ホームページで公表する予定です。
（※住所、氏名等の個人情報は公表しません。）

5 今後の予定

パブリックコメント手続等を踏まえ、令和2年8月に千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部を改正し、市ホームページで公表する予定です。

6 添付資料

千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正に係る対応方針（案）について